

管理オーナー様へ建物維持管理のご案内を配信していきます

見逃しがちな維持管理

号外!!

不定期発行
2021/1

お持ちの建物

消防法に則った
防災対策
出来ていますか?



定期的な消防点検を実施してください!!

近年では— 罰金刑以外にも、消防法不備責任が問われた場合禁固刑になることもあります。

消防法

火災を予防・警戒・鎮圧し、国民の生命・身体及び財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。(消防法により抜粋)

消防法の罰則

点検の未実施、または虚偽の報告をした場合は罰金または拘留が科せられます。また、消防法違反が原因で火災は起き死傷者が出た場合は、最高1億円(法人の場合)の罰金を科せられます。

定期的な消防点検を実施しましょう!!


必ず建物の消防点検は受けて下さい! 問題があった場合**所有者へ責任が帰属してしまいます**。建物によっては防火管理者登録も必要です。弊社スタッフは管理者にはなれませんのでオーナー様自身で講習を受けて頂きご登録をしてください。

弊社は、消防点検をする会社と提携しています。

ご用命の場合は下記の電話番号までご連絡ください。消防設備及び点検等のお見積りをさせていただきます。

【お問合せはこちら】 オーナーサポート課

TEL: 0742-35-0177

 **株式会社 丸和不動産** 奈良市西大寺本町1番6号
オーナー様の資産に関するご相談はお気軽にお電話下さい。
定休日: 水曜日 営業時間: 9:30~18:00